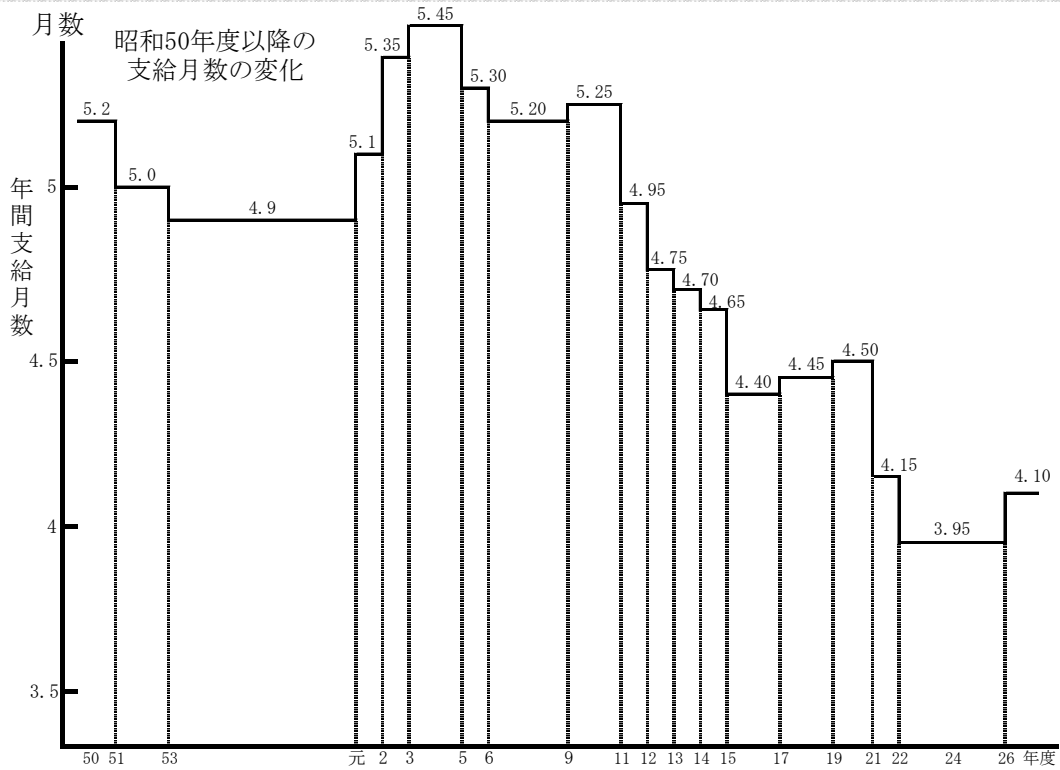


期末・勤勉手当（ボーナス）

国家公務員のボーナス（期末・勤勉手当）は、人事院が調査した民間企業のボーナスの支給状況を基礎として、支給月数が決められています（民間準拠）。



(注) 平成24年度及び平成25年度は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）により、一律▲9.77%の特例減額措置が講じられていたことから、実際の支給月数に換算すると3.56月となっていた。

期末・勤勉手当のうち勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給されています。

平成27年度(平成27年4月1日現在)

	6月期 (1.975月)		12月期 (2.125月)	
(一般の職員)	期末手当 1.225月	勤勉手当 標準0.72月 (成績に応じて 1.50月の範囲内)	期末手当 1.375月	勤勉手当 標準0.72月 (成績に応じて 1.50月の範囲内)
(本府省課長等)	期末手当 1.025月	勤勉手当 標準0.92月 (成績に応じて 1.90月の範囲内)	期末手当 1.175月	勤勉手当 標準0.92月 (成績に応じて 1.90月の範囲内)
(指定職職員)	6月期 (1.475月)		12月期 (1.625月)	
	期末手当 0.625月	勤勉手当 標準0.80月 (成績に応じて 1.70月の範囲内)	期末手当 0.775月	勤勉手当 標準0.80月 (成績に応じて 1.70月の範囲内)

(注) 勤勉手当の総額計算上の支給月数は、一般の職員が0.75月、本府省課長等が0.95月、指定職が0.85月。